発達障害の支援を考える議員連盟

障害のある児童生徒に対する特別支援教育について

令和元年５月２０日（月）

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

障害のある児童生徒に関する
学校教育法等の規定

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）・・・特別支援学校、特別支援学級に係る規定

第八章　特別支援教育

第七十二条　**特別支援学校**は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第八十一条

2　小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、**特別支援学級**を置くことができる。

一　知的障害者
二　肢体不自由者
三　身体虚弱者
四　弱視者
五　難聴者
六　その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

・病弱者及び身体虚弱者
※初中局長通知

・言語障害者
・自閉症・情緒障害者
※初中局長通知

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）・・・通級による指導に係る規定

第八章　特別支援教育

第百四十条　小学校、中学校若しくは義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）、第八十三条及び第八十四条（第百八条第二項において準用する場合を含む。）並びに第百七条（第百十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、**特別の教育課程**によることができる。

一　言語障害者
二　**自閉症者**
三　情緒障害者
四　弱視者
五　難聴者
六　**学習障害者**
七　**注意欠陥多動性障害者**
八　その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

・肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者
※初中局長通知

発達障害者支援法の改正について

趣旨・概要

- 発達障害者支援法が施行（平成17年）され、約10年経過。
- 障害者をめぐる国内外の動向として、障害者権利条約の署名（平成19年）・批准（平成26年）、障害者基本法の改正（平成23年）等の実施。
- 発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正。
- 平成28年6月3日公布、平成28年8月1日施行。

改正のポイント ※下線部が追記及び新設

目的・基本理念（第1条）

- 個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるように発達障害の早期発見と発達支援を行い、切れ目ない支援を行うことについて国及び地方公共団体の責務を明らかにする。
- 発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する。

定義（第2条）

- 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
- 発達障害者とは、発達障害がある者であって、発達障害及び社会的障壁により日常生活または社会生活に制限を受けるもの。

※発達障害……脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10(疾病及び関連保険問題の国際統計分類)におけるF80-89、F90-98に含まれる障害を対象とする。(17文科初第16号、厚生労働省発障第0401008号 平成17年4月1日付「発達障害者支援法の施行について」)

※社会的障壁…発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

教育（第8条）

- 国及び地方公共団体はその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進、その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じる。
- 大学及び高等専門学校は、個々の発達障害者の特性に応じ、適切な教育上の配慮をする。

その他

- 国及び地方公共団体は、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備。<第３条>
- 発達障害の疑いのある児童の保護者への継続的な、相談、情報提供及び助言を行う。<第５条>
- 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に配慮しつつ、関係機関が支援に資する情報の共有を促進するために必要な措置を講じる。<第９条の２>
- 国及び都道府県は、就労定着のための支援に努める。<第10条>
- 権利利益の擁護のために、差別の解消、いじめや虐待の防止、成年後見制度が適切に行われ広く利用されるようにする。<第12条の２>
- 都道府県は、支援体制の課題共有・連携緊密化・体制整備協議のため発達障害者支援地域協議会を置くことができる。<第19条の２>
- 個々の発達障害の特性に関する国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、啓蒙活動を行う。<第21条>
- 専門的知識を有する人材の確保・養成・資質の向上を図るため、個々の発達障害者の特性に関する理解を深めるための研修を実施。<第23条>

特別支援教育の現状

特別支援教育の現状

障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数 (※平成29年度)	視覚障害　(約5,300人) 聴覚障害　(約8,300人) 知的障害　(約128,900人) 肢体不自由　(約31,800人) 病弱・身体虚弱　(約19,400人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている **合計：約141,900人** **(平成19年度の約1.3倍)**	知的障害　(約113,000人) 肢体不自由　(約4,500人) 病弱・身体虚弱　(約3,500人) 弱視　(約500人) 難聴　(約1,700人) 言語障害　(約1,700人) 自閉症・情緒障害　(約110,500人) **合計：約235,500人** **(平成19年度の約2.1倍)**	言語障害　(約37,600人) 自閉症　(約19,600人) 情緒障害　(約14,600人) 弱視　(約200人) 難聴　(約2,200人) 学習障害　(約16,500人) 注意欠陥多動性障害　(約18,100人) 肢体不自由　(約120人) 病弱・身体虚弱　(約30人) **合計：約109,000人**　※公立小・中 **(平成19年度の約2.4倍)**
幼児児童生徒数 (※平成29年度)	幼稚部：約 1,400人 小学部：約41,100人 中学部：約30,700人 高等部：約68,700人 **全児童生徒の0.7%**	小学校：約167,300人 中学校：約 68,200人 **全児童生徒の2.4%**	小学校：約97,000人 中学校：約12,000人 **全児童生徒の1.1%** **高等学校は平成30年度から開始**
学級編制 定数措置 (公立)	【小・中】1学級6人 【高】　1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 **※平成29年度から基礎定数化** 【高】　加配措置
教育課程	各教科等に加え、**「自立活動」**の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、他の障害種と異なる教育課程を編成。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
	それぞれの児童生徒について**個別の教育支援計画**（家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と**個別の指導計画**（一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。		

※通常の学級における発達障害（ＬＤ・ＡＤＨＤ・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：６．５％程度の在籍率（平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意。）

特別支援学校の児童生徒数・学校数の推移（各年度5月1日現在）

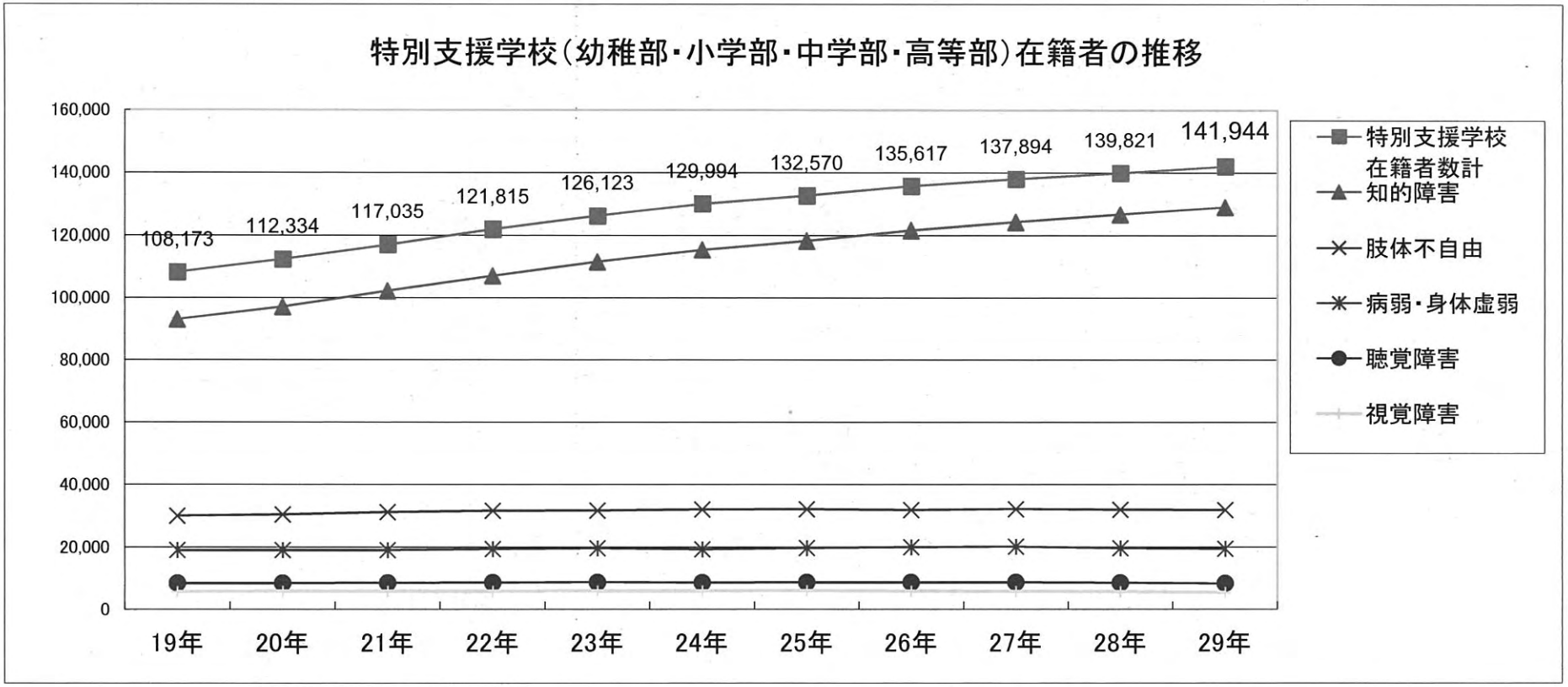

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学 校 数	82	116	776	350	149	1,135
在籍者数	5,317	8,269	128,912	31,813	19,435	141,944

※注:在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注:学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援教育の現状　～特別支援学級の現状（各年度5月1日現在）～

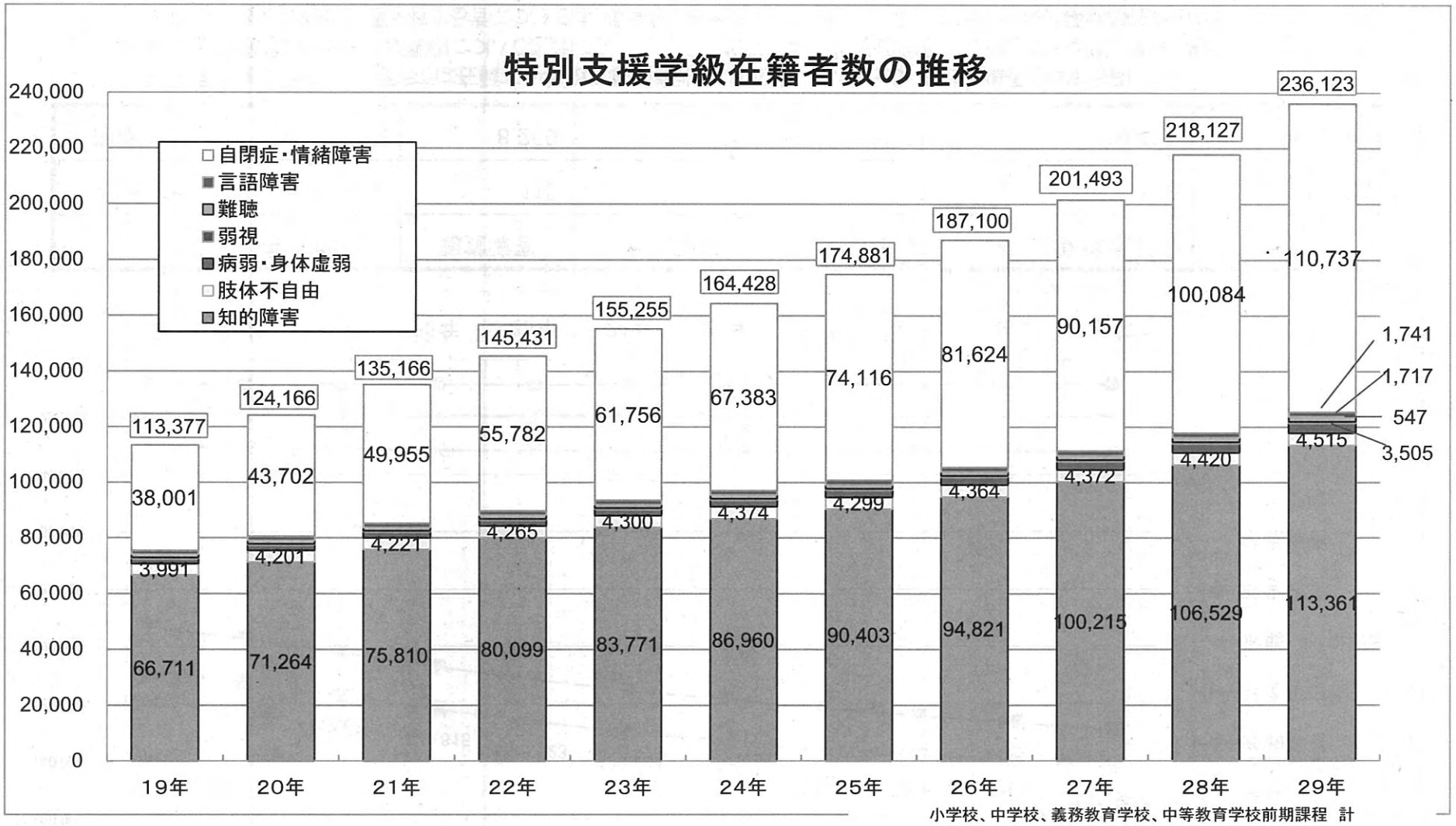

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	27,128	3,040	2,112	477	1,126	667	25,795	60,345
在籍者数	113,361	4,515	3,505	547	1,717	1,741	110,737	236,123

特別支援教育の現状　～通級による指導の現状（各年度5月1日現在）～

通級による指導を受けている児童生徒数の推移

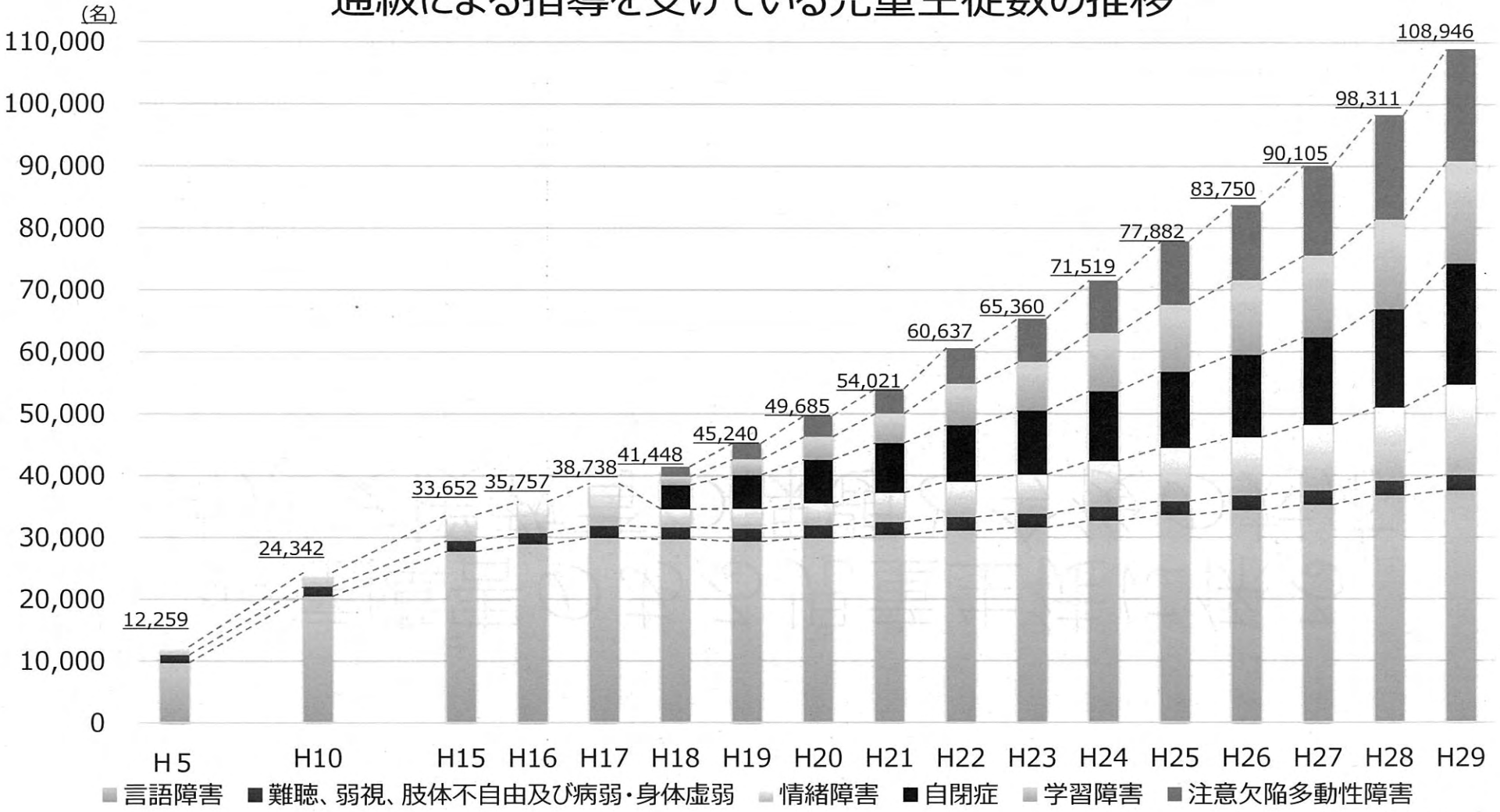

公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程　計

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成１８年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定
（併せて「自閉症」も平成１８年度から対象として明示：平成１７年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応）
※Ｈ５、Ｈ１０は参考として記載。Ｈ６～Ｈ９、Ｈ１１～Ｈ１４は省略

発達障害のある児童生徒に係る
特別支援教育の課題と今後の対応

課題１：発達障害の児童生徒に対する特別支援教育に関する枠組み

(現状)

○　特別支援学校は、視覚、聴覚、知的、肢体不自由又は病弱を対象としている。

○　特別支援学級は、知的、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害等を対象としている。

○　通級による指導は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱者及び身体虚弱等を対象としている。

○　なお、発達障害を有し、他の障害を重複する場合、当該障害種の特別支援学校及び特別支援学級に在籍することも可能である。

○　学校教育法及び施行規則は、就学についての障害の程度を示しており、各就学先の対象について、中教審の答申等を踏まえ、自閉症、情緒障害等、具体的に明記しているところ。

○　「発達障害」の対象となる障害については、ICD-10からICD-11へ改訂の動きがあり、国際疾病分類の範囲が不明確である。

(今後の対応)

○　特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の児童生徒の在籍状況について、校長会や各障害者団体等から、その現状について事情を聴取し、課題について整理する。

○　学校教育法における発達障害者の規定については、ICDの改訂に伴う関係法令の整理と併せて研究することとする。

参考　ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）（抄）

F80-F89　心理的発達の障害
- •F80　会話及び言語の特異的発達障害
- ◦F80. 0　特異的会話構音障害
- ◦F80. 1　表出性言語障害
- ◦F80. 2　受容性言語障害
- ◦F80. 3　てんかんに伴う後天性失語［症］（ランドウ・クレフナー症候群）
- ◦F80. 8　他の会話及び言語の発達障害
- ◦F80. 9　会話及び言語の発達障害、特定不能のもの

- •F81　学力の特異的発達障害
- ◦F81. 0　特異的読字障害
- ◦F81. 1　特異的書字障害
- ◦F81. 2　算数能力の特異的障害
- ◦F81. 3　学力の混合性障害
- ◦F81. 8　他の学力の発達障害
- ◦F81. 9　学力の発達障害、

- •F82　運動機能の特異的発達障害
- •F83　混合性特異的発達障害
- •F84　広汎性発達障害
- ◦F84. 0　小児自閉症
- ◦F84. 1　非定型自閉症
- ◦F84. 2　レット症候群
- ◦F84. 3　他の小児期崩壊性障害
- ◦F84. 4　精神遅滞［知的障害］及び常同運動に関連した過動性障害
- ◦F84. 5　アスペルガー症候群
- ◦F84. 8　他の広汎性発達障害
- ◦F84. 9　広汎性発達障害、特定不能のもの

- •F88　他の心理的発達の障害
- •F89　特定不能の心理的発達の障害

F90-F98　小児［児童］期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害
- •F90　多動性障害
- ◦F90. 0　活動性及び注意の障害
- ◦F90. 1　多動性行為障害
- ◦F90. 8　他の多動性障害
- ◦F90. 9　多動性障害、特定不能のもの

- •F91　行為障害
- ◦F91. 0　家庭限局性行為障害
- ◦F91. 1　個人行動型［非社会化型］行為障害
- ◦F91. 2　集団行動型［社会化型］行為障害
- ◦F91. 3　反抗挑戦性障害
- ◦F91. 8　他の行為障害
- ◦F91. 9　行為障害、特定不能のもの

- •F92　行為及び情緒の混合性障害
- ◦F92. 0　抑うつ性行為障害
- ◦F92. 8　他の行為及び情緒の混合性障害
- ◦F92. 9　行為及び情緒の混合性障害、特定不能のもの

- •F93　小児［児童］期に特異的に発症する情緒障害
- ◦F93. 0　小児［児童］期の分離不安障害
- ◦F93. 1　小児［児童］期の恐怖症性不安障害
- ◦F93. 2　小児［児童］期の社会［社交］不安障害
- ◦F93. 3　同胞抗争障害
- ◦F93. 8　他の小児［児童］期の情緒障害
- ◦F93. 9　小児［児童］期の情緒障害、特定不能のもの

- •F94　小児［児童］期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害
- ◦F94. 0　選択性緘黙
- ◦F94. 1　小児［児童］期の反応性愛着障害
- ◦F94. 2　小児［児童］期の脱抑制性愛着障害
- ◦F94. 8　他の小児［児童］期の社会的機能の障害
- ◦F94. 9　小児［児童］期の社会的機能の障害、特定不能のもの

- •F95　チック障害
- ◦F95. 0　一過性チック障害
- ◦F95. 1　慢性運動性あるいは音声チック障害
- ◦F95. 2　音声及び多発運動性の合併したチック障害（ドゥラトゥレット症候群）
- ◦F95. 8　他のチック障害
- ◦F95. 9　チック障害、特定不能のもの

- •F98　小児［児童］期及び青年期に通常発症する他の行動及び情緒の障害
- ◦F98. 0　非器質性遺尿症
- ◦F98. 1　非器質性遺糞症
- ◦F98. 2　乳幼児期及び小児［児童］期の哺育障害
- ◦F98. 3　乳幼児期及び小児［児童］期の異食症
- ◦F98. 4　常同運動障害
- ◦F98. 5　吃音［症］
- ◦F98. 6　早口［症］
- ◦F98. 8　他の小児［児童］期及び青年期に通常発症する特定の行動と情緒の障害
- ◦F98. 9　小児［児童］期及び青年期に通常発症する特定不能の行動と情緒の障害

課題２：教師の特別支援教育に関する専門性の向上

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">特別支援学校</th><th colspan="3">小・中学校等</th></tr>
<tr><th>特別支援学級</th><th>通級による指導</th><th>通常の学級</th></tr>
<tr><td>現状</td><td>（資格）
・小・中学校教諭免許状(※)
・特別支援学校教諭免許状の保有

（目標：特別支援教育学校教諭免許状について）
令和2年度までにおおむね全ての教員が所持(平成27年度調査時74.3%)
・平成30年度調査時79.8%</td><td>（資格）
・小・中学校教諭免許状(※)
・特別支援学校教諭免許状の保有が望ましい

（目標：特別支援教育学校教諭免許状について）
令和2年度までに、平成27年度調査時の2倍程度の教員が所持(平成27年度調査時30.7%)
・平成30年度調査時30.8%</td><td colspan="2">（資格）
・小・中学校教諭免許状(※)

※今年度より、教職課程において、発達障害の内容を含む特別支援教育に関する内容が１コマ必修化</td></tr>
<tr><td rowspan="2">具体的な取組状況</td><td colspan="2">・特別支援教育学校教諭免許状の取得を支援する事業
・教師が障害のある児童生徒と円滑にコミュニケーションをとるための技能を向上させる講習会を支援する事業
・(独)国立特別支援教育総合研究所(以後、「特総研」という。)における教員研修及び免許法認定の通信講習(視・聴覚)の実施</td><td>・教員定数の充実
・指導の専門性を高めるためのモデル事業
・特総研における教員研修</td><td>・教科指導法の研究や学校の支援体制構築など、支援の充実を図るためのモデル事業</td></tr>
<tr><td colspan="4">外部専門家等の活用
・関係機関との連携を支援するコーディネーターの配置に係る経費の補助
・医療的ケアのための看護師や理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の外部専門家の配置に係る経費の補助
・障害のある児童生徒の学習上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に係る経費の地方財政措置（公立の幼・小・中・高等学校）</td></tr>
<tr><td>今後の対応</td><td colspan="4">・教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討（教員配置の工夫、研修内容・方法の検討）
・通級による指導方法のガイドの作成</td></tr>
</table>

特別支援教育支援員の地方財政措置について

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。

■特別支援教育支援員の配置に係る経費（継続）

□　公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。

学校種	2019年度	2018年度
幼稚園	7,800人	7,600人
小・中学校	56,600人	55,000人
高等学校	600人	500人
合計	65,000人	63,100人

2007年度～：公立小・中学校について地方財政措置を開始
2009年度～：公立幼稚園について地方財政措置を開始
2011年度～：公立高等学校について地方財政措置を開始

文部科学省　障害者活躍推進プラン 概要（平成31年4月）

文部科学省

趣旨

◆共生社会の実現に向けた取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、平成31年１月に浮島文部科学副大臣のもとに省内の関係課で構成される「障害者活躍推進チーム」を設置。

◆学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき６つの政策プランを打ち出し、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進。

プランの内容

1 障害のある人とともに働く環境を創る ～文部科学省における障害者雇用推進プラン～

文部科学省において、障害者と共に働く環境を創り、障害者が意欲と能力を発揮し、活躍できる場の拡大に向けた取組を推進。

❶障害者雇用促進に向けた基礎的な取組＜実務責任者や障害者職業生活相談員の配置、職員研修の充実等＞　**❷法定雇用率の達成に向けた採用の取組**＜プレ雇用、ステップアップ制度の導入等＞　**❸職場定着し活躍できる職場環境作りの取組**＜職務のサポートを行う支援者等の配置、早出遅出勤務等の人事管理面での配慮＞

2 発達障害等のある子供達の学びを支える ～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～

学校等における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教師に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていく。

❶通級における指導方法のガイドの作成

❷「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進

❸教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

3 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する ～障害者の生涯学習推進プラン～

学校卒業後の障害者の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充実に向けて教育・学習面の条件整備を行い、障害者の真の社会参加や自立の実現を目指す。

❶学びの場の充実に向けた基盤の整備＜自治体や大学、企業等が連携し、学びの場の拡充にむけた体制整備を推進＞　**❷コンファレンスの実施**＜障害理解促進や学びの場の担い手育成を目的とした協議会を全国各地域で開催＞　**❸生涯学習機会の充実に向けた調査研究**＜合理的配慮や障害特性を踏まえた学びの場づくりについて調査研究＞

障害者の社会における活躍推進に向けて重点的に進める6つの政策プラン

4 障害のある人の文化芸術活動を支援する ～障害者による文化芸術活動推進プラン～

障害者による文化芸術活動を推進することで、誰もが多様な選択肢を持ちうる社会の構築、文化芸術活動全般の推進や向上、新しい価値の提案、共生社会の実現に寄与。

❶鑑賞や創造、発表の機会の拡充等の総合的な支援　❷全国の小・中・特別支援学校等の子供たちへの鑑賞・体験機会の提供、作品展示等の発表の場の提供等　❸共生社会づくりのための事業支援、芸術活動を支援する人材育成への支援　❹日本博をはじめとする東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの推進

5 障害のある人のスポーツ活動を支援する ～障害者のスポーツ活動推進プラン～

障害者が身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速化。

❶小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備＜大学における障害者スポーツの指導者育成のカリキュラム導入の推進等＞　**❷障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備**＜スポーツを試すために必要な要素をそろえた普及拠点の見える化＞　**❸スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上**＜会場づくりや運営方法について好事例を収集＞

6 障害のある人が教師等として活躍することを推進する ～教育委員会における障害者雇用推進プラン～

教師の養成、採用、入職後にわたる総合的な取組により、障害者が教師等として活躍できる環境整備を推進。

❶教師に係る障害者雇用の実態把握　❷教職課程における障害のある学生の支援に係る好事例の収集・発信　❸教員採用試験の改善　❹相談支援体制の構築や支援スタッフの配置などの好事例の収集・発信　❺障害のある教師が働きやすい環境整備　❻教師以外の職員の障害者雇用の推進

【国立特別支援教育総合研究所】
発達障害に係る教員・支援人材専門性向上に係る検討会議の設置等

2019年度予算額　10百万円（新規）

背景

障害のある子供たちへの支援にあたっては、行政分野を超えた連携が不可欠であり、特に教育と福祉の連携については、文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」で検討し、以下の課題が挙げられた。

○国立特別支援教育総合研究所と国立障害者リハビリテーションセンター双方のＨＰについて、教育分野における支援、福祉分野における支援に係る情報を保護者等が活用しやすいようにつながりをもたせるなど工夫すること

○教育や福祉の分野において発達障害者支援にあたる人材が身に着けるべき専門性を整理し、各自治体において指導的立場となる者に対する研修の在り方等、教育や福祉の現場にその成果を普及させる方策を検討すること

概要

発達障害に係る情報提供の在り方及び教員、支援者の専門性に関する検討を行う。
○検討会議の設置
○研修の現状と課題把握のための全国調査の実施
○教員、支援者に必要な専門性に関するニーズ調査の実施

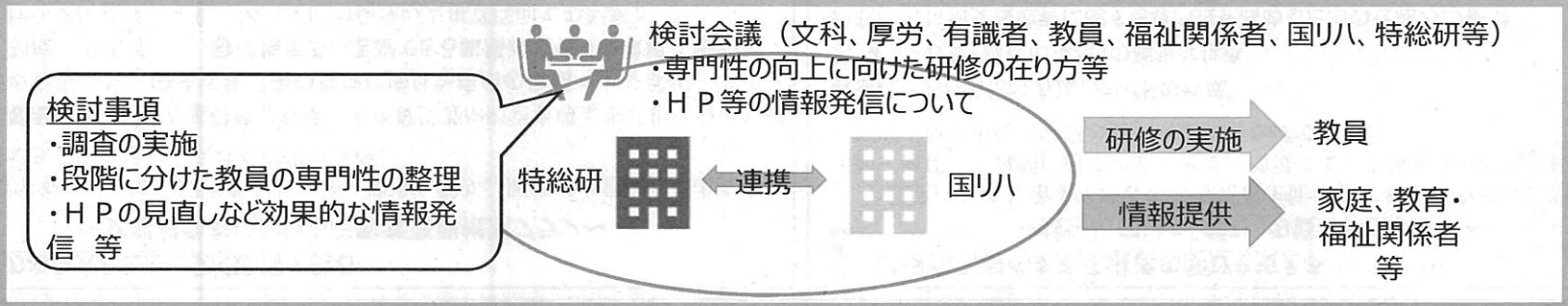

効果

広く全ての教員がおさえておくべき専門性、通級による指導の担当教員がおさえておくべきより高い専門性、というように、教員に必要な専門性を段階に分けて整理し研修の在り方を見直すことで、専門性の確保につなげる。また、効果的な情報発信により、家庭、教育・福祉関係者間で必要な情報の共有の促進につなげる。

課題３：関係機関の連携による切れ目ない支援

(現状)

○　切れ目ない支援体制の整備については、体制整備に係る経費や専門家の配置に係る経費の補助を通じ自治体の取組を促進してきたところ。

○　教育と福祉の連携については、自治体における取組の促進につながるようモデル事業などを実施。

○　厚生労働省との連携によるトライアングルプロジェクトについて、通知の発出に加え、予算や人員配置が十分ではない小規模自治体においても簡便に活用可能な保護者向けハンドブックのひな型を提示するなどしたが、他方で、基礎自治体や学校現場への浸透はまだ十分とはいない。

○　特に基礎自治体において、関係機関等との連携に関する意識や具体的な取組について、まだ不十分な点がある。

(今後の対応)

○　トライアングルプロジェクトを踏まえ、自治体に求めている取組事項について、取組状況や課題の把握に努める。

○　文部科学・厚生労働省が共同で開催する市町村自治体担当者も対象とする会議の場で周知するとともに、必要に応じて、再度の事務連絡の発出も検討する。

○　学校と放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業所との連携について、自治体における連携強化につながるよう、モデル事業を通じてマニュアルを作成する。

切れ目ない支援体制整備充実事業

2019年度予算額　1,796百万円
(前年度予算額　1,600百万円)

文部科学省

背景説明

2016年4月からの障害者差別解消法の施行、同年6月の児童福祉法の一部改正、同年8月からの発達障害者支援法の改正等を踏まえ、関係部局・関係機関の連携の下、特別な支援を必要とする子供に対して、就学前から就労に至るまで、一貫した支援体制の整備や看護師、外部専門家の配置を実施することが必要である。

目的・目標

切れ目ない支援体制整備や看護師、外部専門家の配置に向けた取組として、自治体等が、下記のⅠ、Ⅱの事業を行う場合に要する経費の一部を補助する。

◇**補助対象者**　**都道府県・市区町村、学校法人(私立特別支援学校等)**
◇**補　助　率**　**1／3**

Ⅰ　特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関の連携体制の整備

- 各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、**就学前段階から進学・就労段階にわたり**、各学校等で個別の支援情報に関する**「個別の教育支援計画」等を作成**し、就学、進級、進学、就労の際に、記載情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が**適切に引き継がれる仕組の整備**
- 関係機関との連携を支援する**コーディネーター等の配置**（早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮コーディネーター）
- **教育・医療機関との連携による入院児童生徒（義務教育段階）の教育支援体制の整備**
- 上記取組における普及啓発

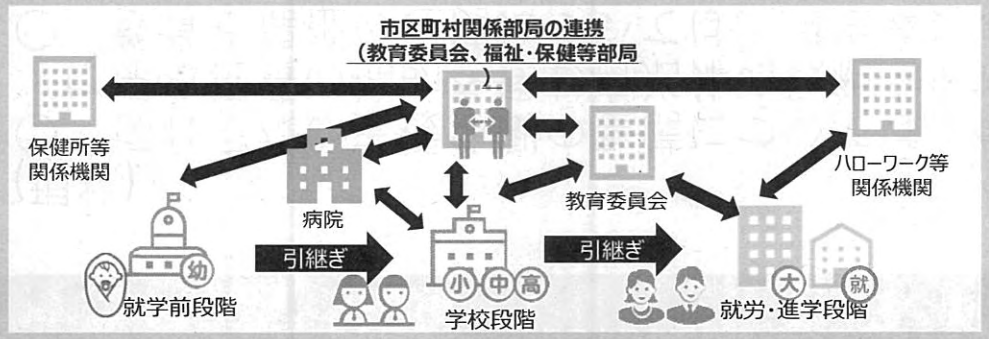

Ⅱ　看護師、外部専門家の配置

① 医療的ケアのための看護師【拡充】（1,500→1,800人）

学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。

② 外部専門家（348人）

特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の外部専門家を配置・活用する。

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもっと元気に～　概要（H30.3）

1．教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2．保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の対応策

1．教育と福祉との連携を推進するための方策

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進

2．保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

（厚生労働省）
- 放課後等デイサービスガイドラインの改定
- 障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。

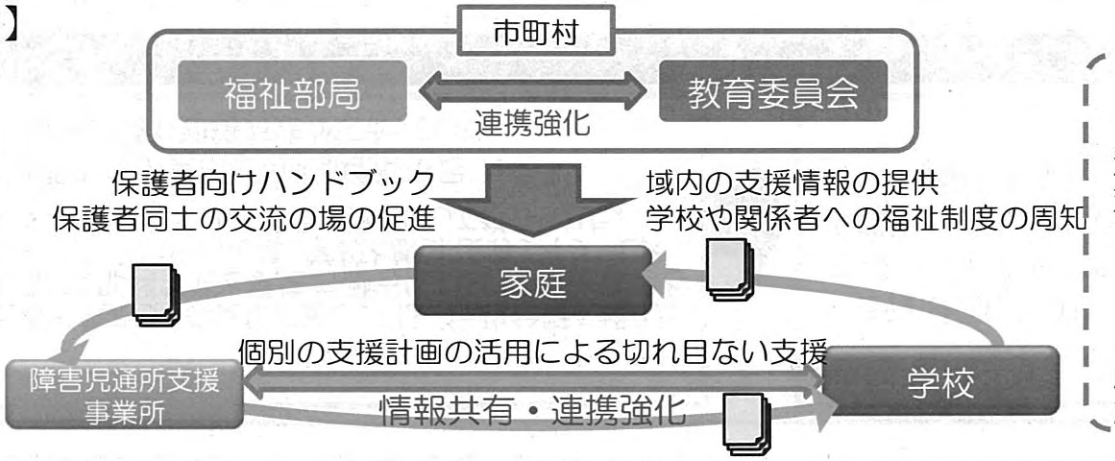

（文部科学省）
- 個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援
- 保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

学校と福祉機関の連携支援事業

2019年度予算額　10百万円
(新規)

文部科学省

背景説明

発達障害をはじめ障害のある子供たちへの支援にあたっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠である。文部科学省と厚生労働省による、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の検討では、学校と放課後等デイサービス事業所等（障害児通所支援事業所）との連携不足が課題として挙げられた。

○教職員や保護者の障害児通所支援事業所に関する理解不足
○保護者を含めた関係者間の情報共有や連絡方法が定まっていない

目的・目標

各自治体において、関係部局の連携のもと、学校と障害児通所支援事業所について、現状を把握・分析した上で、広く波及可能な連携の在り方を研究する。

事業内容

都道府県・市区町村　４地域

○現状の把握と分析

学校と障害児通所支援事業所の連携について現状と課題を把握した上で、連携に際して共有すべき事項やポイントについて、保護者との連携の観点も含めて整理する。

○分析をもとに、他自治体で波及可能な学校と障害児通所支援事業所の連携に際してのマニュアルを作成

・既存の会議等を活用した関係部局や関係機関が集まる場の設定
（センター的機能としての特別支援学校の位置づけ等）
・相互理解の促進
（教職員や保護者に対する障害児通所支援事業所の説明機会の確保等）
・年間を通じて関係者の間で交わすべき情報の整理
・下校時のトラブルや児童生徒の病気・事故時の対応の整理
・保護者の同意を含む、障害児通所支援事業所との連携や個人情報等に配慮した、個別の教育支援計画の様式、項目等の検討・作成

○調査分析支援員の配置

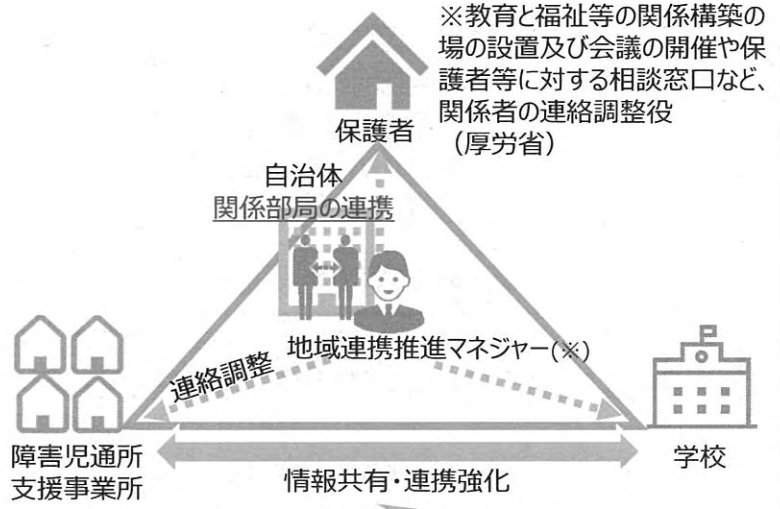

情報共有・連携強化の手法の研究（本事業）
現状を把握、分析した上で、連携にあたって取り組むべき事項について波及性のあるマニュアルを作成。

成果、事業を実施して、期待される効果	障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行い、他自治体に波及可能なマニュアル等を作成することで、全国的な教育と福祉の連携の推進につなげる。